に、「第二十一項」を「第二十二項」に、「又は第二十一項」を「又は第二十二項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第五十五項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「（第二十一項」を「（第二十二項」に、「及び第二十一項」を「及び第二十二項」に、「農業経営基盤強化促進法第八条第一項」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に、「同法第十一条の十二」を「農業経営基盤強化促進法第十一条の十四」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十四項中「第七十条の四第二十一項の」を「第七十条の四第二十二項の」に改め、同項ただし書中「第四十六項各号」を「第五十二項各号」に、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十三項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「第五十八項」を「第六十四項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十二項中「第七十条の四第二十三項」を「第七十条の四第二十四項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十二項第二号」を「同条第二十三項第二号」に、「第四十八項」を「第五十四項」に、「第四十九項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十一項中「第四十八項」を「第五十四項」に、「第七十条の四第二十二項」を「第七十条の四第二十三項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十項中「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第四十九項中「第七十条の四第二十三項第三号」を「第七十条の四第二十四項第三号」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十八項中「第七十条の四第二十二項」を「第七十条の四第二十三項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十七項中「第七十条の四第二十一項」を「同条第二十二項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十六項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「第五十四項」を「第六十項」に改め、同項第一号中「農業経営基盤強化促進法第七条第一項の都道府県知事の承認を受けた法第七十条の四の二第一項第一号に規定する農地保有合理化事業を行う法人」を「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第八条第一項の都道府県知事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する農地中間管理事業を行う同条第四項に規定する農地中間管理機構」に改め、同項第二号中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十一第一項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十五項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第四十四項中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に、「（第十七項」を「（第十八項」に、「及び第十七項」を「及び第十八項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十三項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十二項中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に、「同条第十七項の」を「同条第十八項の」に、「第十四項」を「第十六項」に、「同条第十七項第二号」を「同条第十八項第二号」に、「同条第十七項に」を「同条第十八項に」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十一項を同条第四十七項とし、同条第四十項中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十九項を同条第四十五項とし、同条第三十八項中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に、「第四十七項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十六項中「第七十条の四第十八項」を「第七十条の四第十九項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十六項中「第七十条の四第十八項」を「第七十条の四第十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十五項中「第二十八項」を「第三十項」に、「第三十三項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十四項中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項の」に改め、同項第四号中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に、「こと」を「こと。」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十三項中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十二項中「第七十条の四第十六項第二号ハ」を「第七十条の四第十七項第二号ハ」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十一項中「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十項中「第七十条の四第十六項の税務署長」を「第七十条の四第十七項の税務署長」に、「第三十二項」を「第三十八項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同項第四号及び第五号中「第七十条の四第十六項」を「第七十条の四第十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中「同項に規定する」を「同号の」に改め、同項を同条第三十一項とし、同項の次に次の四項を加える。

32　法第七十条の四第十六項の税務署長の承認を受けようとする受贈者は、同項に規定する譲渡等に係る農地等について同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した申請書を、当該譲渡等があつた日から一月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び住所

二　法第七十条の四第十六項に規定する譲渡等に係る農地等の明細、当該農地等の贈与者からの贈与の時における価額及び当該譲渡等の対価の額

三　法第七十条の四第十六項に規定する譲渡等に係る農地等に代わるものとして同項の受贈者の農業の用に供する見込みである同項に規定する代替農地等の明細及び当該譲渡等の時における価額並びに当該代替農地等を当該受贈者の農業の用に供する予定年月日

四　その他参考となるべき事項

33　第三十項の規定は、前項の規定による申請書の提出があつた場合について準用する。

34　法第七十条の四第十六項第二号に規定する政令で定める部分は、同号に規定する譲渡等に係る農地等のうち、当該譲渡等の対価の額から当該譲渡等の時における代替農地等価額（同項に規定する代替農地等で当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに同項第三号の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした部分に相当する価額をいう。次項第二号において同じ。）を控除した額が当該譲渡等の対価の額のうちに占める割合を、当該譲渡等に係る農地等の贈与者からの贈与の時における価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。

35　法第七十条の四第四項に規定する譲渡等に係る農地等につき、同条第十五項及び第十六項の承認を併せて受けている場合における同条第十五項第二号及び第十六項第二号の規定により譲渡等をされたものとみなされる部分は、第三十一項及び前項の規定にかかわらず、当該譲渡等の対価の額から次に掲げる額の合計額を控除した額が当該譲渡等の対価の額のうちに占める割合を、当該譲渡等に係る農地等の贈与者からの贈与の時における価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。

一　当該譲渡等の対価で当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに法第七十条の四第十五項第三号の農地又は採草放牧地の取得に充てられた額

二　当該譲渡等の時における代替農地等価額

第四十条の六第二十八項を同条第三十項とし、同条第二十七項第三号中「又は採草放牧地」を「若しくは採草放牧地又は同項に規定する収用交換等による譲渡があつた日から一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある同条第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する土地」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十八項から第二十六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十七項中「第七十条の四第十七項から第二十項まで」を「第七十条の四第十八項から第二十一項まで」に、「第三十三項」を「第三十九項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項第二号中「第十三項各号」を「第十五項各号」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項から第十五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十二項中「第二十八項」を「第二十九項」に、「又は第十六項第三号」を「、第十六項第三号又は第十七項第三号」に、「又は第十六項の」を「から第十七項までの規定による」に、「第二十七項第二号、第二十九項及び第三十二項」を「以下この条」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項第四号中「第四条第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）」を「第七条第一号に規定する農地売買等事業」に、「同条第三項」を「同法第四条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。